

○令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災害廃棄物等の自費撤去に関する
補助金交付要綱

令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災害廃棄物等の自費撤去に関する
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年8月に発生した豪雨（以下「豪雨災害」という。）により、上天草市内において被災民有地内に流入・漂着した土砂、流木、岩石等の災害廃棄物等について、上天草市（以下「市」という。）に代わって自らの費用によって撤去又は処分（以下「撤去等」という。）を行うことで生活環境保全上の支障を除去した者に対し、予算の範囲内で令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災害廃棄物等の自費撤去に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地のうち個人又は事業者が所有する市内の宅地（非定住目的で所有・利用される別荘地を含む。）で、豪雨災害により災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態（当該箇所では災害廃棄物等となったものがある場合を含む。）にあるものをいう。
- (2) 災害廃棄物等 豪雨災害により被災民有地に流入し、又は漂着した土砂、流木、岩石等（土砂、流木、岩石等と混然となったものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 所有者又は所有者の相続人（借地又は借家の場合は、賃借人を含む。）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する撤去等に要した経費とする。

- (1) 市による災害廃棄物等の撤去開始前に、生活環境保全上やむを得ず自費で災害廃棄物等の撤去等を行ったもの
- (2) 申請受付開始後であっても、市による対応が困難又は遅延したことにより、生活環境保全上緊急性が認められる場合において、自費で災害廃棄物等の撤去等を行ったもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、市に住所を有する者又は豪雨災害が発生した時点において市内に住宅が建つ宅地を所有する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被災民有地の所有者等
- (2) 被災民有地の所有者から撤去等の委託を受けた者で、委任状その他の証明書類を提出できるもの
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、被災民有地内における災害廃棄物等の撤去等に要した経費とし、別表に定めるものとする。なお、別表に定めがないものについては、別に市長が判断するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の100パーセント以内とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災害廃棄物等の自費撤去に関する補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年10月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 撤去等に係る領収書
- (2) 撤去等の費用に係る内訳明細書
- (3) 被災状況が確認できる写真
- (4) 撤去が完了したことが確認できる写真
- (5) マイナンバーカード等（居住地の確認ができるもの）の写し（借地又は借家の場合は契約書等の居住者がいることを証明できる書類、空き家や別荘の場合は納税通知書など所有者であることを証明できる書類を添付すること。）
- (6) 委任状（委任を受けた者が申請する場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、市が指定するオンライン申請システムを通じて行うことができる。

3 オンライン申請においては、添付書類をPDFその他市長が指定する電子ファイル形式で提出することができる。

(申請の制限)

第8条 補助事業者は、令和7年8月豪雨で被災民有地へ流入した災害廃棄物等の撤去等について、次に掲げる制度に基づく補助金等の申請を既に行っている場合は、本補助金の申請を行うことはできない。

「上天草市がけ崩れ土砂等撤去規程」（平成29年上天草市告示第15号）

「上天草市災害による土砂等撤去補助金交付要綱」（平成29年上天草市告示第16号）

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、第7条の規定により交付申請書兼実績報告書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災

害廃棄物等の自費撤去に関する補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により交付決定及び確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、令和7年8月豪雨で被災民有地内へ流入した災害廃棄物等の自費撤去に関する補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条に規定する交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、速やかに補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- （2） その他市長が返還の必要があると認めたとき。

（個人情報の取り扱い）

第13条 市長は、オンライン申請により取得した個人情報について、補助金の審査、交付、管理及び関連する業務の目的に限り使用し、適切に管理するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年9月12日から施行する。

別表

経費名	補助対象経費の判定	
	補助対象経費	補助対象経費外
役務の提供 ※建設業者や個人事業主、シルバー 人材センター等へ撤去を依頼した場 合	○	
機械のリース料	○	
消耗品費 ※スコップやバケツなど		×
燃料費 ※ガソリン・混合油等		×
食糧費 ※飲料・弁当等		×